大田区における SDGs推進のための基本方針







































令和4年3月 大 田 区

1 SDGsとは

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)9月開催の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030年までに達成すべき国際目標であり、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴールと169のターゲット(資料編を参照)で構成されています。

これらのゴール・ターゲットは、国家レベルのみならず、産業界や一般市民などの多様な主体が一丸となって連携・協力しなければ達成することが困難であることから、市民生活に最も密着し、地域の歴史・文化や社会・経済などの実態に即した、実効性の高い施策を推進する自治体行政の責任と役割が重要視されています。

2 国内の状況

経済のグローバル化が進み、気候変動や大規模自然災害、パンデミックといった地球規模の課題が多発する中、世界各国が「<u>誰一人取り残さない」</u>持続可能で多様性と包摂性のある社会の 実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、その達成に向けて 政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー(利害関係者)が役割を担うことが重要です。

我が国においては、平成28年(2016年)12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を策定しました。この実施指針では、以下の8つの優先課題を掲げています。

- ① あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- ② 健康・長寿の達成
- ③ 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ④ 持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備
- ⑤ 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- ⑥ 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- ⑦ 平和と安全・安心社会の実現
- ® SDGs実施推進の体制と手段

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界の人々の生命、生活、尊厳に対する脅威となって おり、SDGsの達成に向けた取組に遅れが生じることが大きく懸念されています。

そのため、令和2年12月に策定された「SDGsアクションプラン2021」では、

- ①感染症対策と次なる危機への備え
- ②よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略
- ③SDGsを原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出
- ④一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速

という4つの重点事項を掲げ、SDGsの達成に向けた取組の実施・国際協力を加速化することと

しています。

また、日本国内の各地域では、人口減少や超高齢化、地域経済の縮小などの課題が生じており、 SDGsはこうした地域の課題を解決するための原動力となるものであることから、地方自治体も ステークホルダーの一員として、積極的に17のゴール達成に向けた取組を推進することが求められ ています。

3 本方針の目的

本方針は、区が国際社会の一員として、積極的にSDGsの達成に寄与するための基本的な考え方、 方向性を示すことを目的とします。

職員一人ひとりが本方針に沿って、SDGsに対する理解を深め、自らの業務とSDGsのゴール・ターゲットとの関連性を考え、よりグローバルで包摂的な視点の下で政策を立案・実行するよう努め、SDGsの達成を目指すこととします。

4 基本的な考え方

区は、全庁的にSDGsに取り組むことを示すため、「新おおた重点プログラム」においてSDGsの推進を掲げ、施策と事業それぞれについて、17ゴールとの紐づけを行いました。

同プログラムのみならず、区政のあらゆる分野の施策・事業は、SDGsのいずれかのゴールの 実現に関連・寄与するものであり、区は目標年次である2030年に向けて、17ゴール達成のための 取組を意識的に推進し、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを進めます。

5 SDGsの推進にあたり留意すること

地域の持続的な発展を成し遂げるためには、公平・公正で豊かな社会、人々が健康でいきいきと暮らす社会が必要であり、そのような社会を維持するためには、安全な水や食料、人々の生活や経済活動に必要な天然資源などを確保できるよう環境を守り、しっかりとした土台を保つ必要があります。そのため、取組の推進にあたっては、「経済・社会・環境」の三側面の調和を図ることが重要です。例えば、里山を開発してホテルを建設すれば、新たな雇用が生まれ地域経済も潤いますが、その土地ならではの貴重な緑や生態系は失われてしまいます。

図1で示すように、一つの施策を推進することにより、複数の関連するゴールの達成に寄与することができるという、相乗効果を得られることがある一方で、例えば『新たなサービスを提供することで二酸化炭素排出量が増える』というマイナスの作用が生じるケースもあることから、政策立案や事業の構築・実施に際しては17のゴール・169のターゲット全体を俯瞰し、幅広い視点とバランス感覚を持って取り組み、「経済・社会・環境」の三側面の調和、経済的価値と社会的価値の両立を目指すことが重要です。

【図I SDGsの達成に向けた取組とI7ゴールとの相関の例】



★ 留意すべきポイント

17 のゴールとの紐づけに迷ったときには、より具体化された 169 のターゲットが参考になります。(資料編を参照)

ターゲットには目標年次や対象、実施手段などが示されており、紐づけに用いるだけで なく、施策や事業を構築するためのヒントを得ることができます。

6 区の取組の方向性

(1) SDGsに関する理解促進

全庁的にSDGs達成に向けた取組を推進するためには、職員一人ひとりがSDGsに関する理解を深め、区民や事業者等に対しても積極的に意識啓発を行う必要があります。そのため、区は職員研修などの機会を活用し、職員のSDGsに関する理解促進を図ることとし、職員もSDGsを自分事として捉え、自主的な学びを心掛けながら、自らの業務とSDGsの関連について理解を深めた上で業務に取り組むこととします。

(2) 個別計画等におけるSDGsの推進

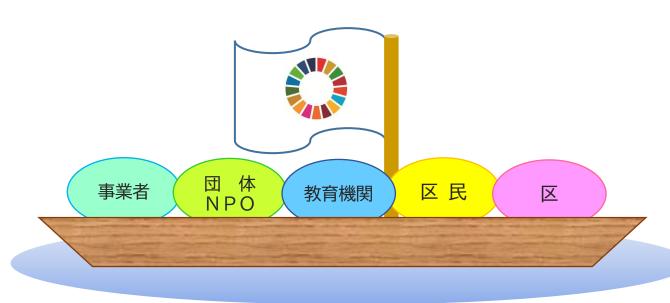
各部局において個別計画、方針、指針、ガイドライン等を策定・改定する際は、SDGsの要素を最大限反映し、ローカル目標の設定や17ゴールとの紐づけ等を通じて、SDGsの達成を意識しながら「経済・社会・環境」の三側面が調和した施策や事業を推進します。また、計画の進捗や成果を図るための指標に「ローカルSDGs指標」(資料編を参照)を用いることで、区のSDGsの取組結果を可視化します。

(3) 区民、事業者等へのSDGsの普及啓発

SDGsの意義や必要性、区の取組等について、区民や事業者等に分かりやすく伝え、理解を深めてもらうよう、SDGsに関連付けて事業を実施する、事業で使用するチラシやパンフレット、ポスター等にSDGsの説明やアイコンを掲載するなど、創意工夫して普及啓発を行います。

(4) 多様な主体との連携

誰一人取り残さない持続可能なまちをつくるためには、区の取組のみでは十分でなく、区民や事業者、地域団体、教育機関など、多様な主体との連携が必要不可欠です。区は、「大田区公民連携基本指針」(平成31年1月策定、令和4年1月改定)に基づき、あらゆる機会を活用して、SDGsに関する情報発信や区のSDGsに対する取組姿勢のアピールなどを行い、大田区全体でSDGsに取り組む機運を醸成し、多様な主体との連携によりSDGsの達成を目指します。



資 料 編

【資料1】 17のゴールと自治体行政の関係

17ゴール

自治体行政の果たし得る役割



1 貧困をなくそう

自治体行政は、貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で、最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。



2 飢餓をゼロに

自治体は、土地や水資源を含む自然資産を活用して、農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも、適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を営む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。



3 すべての人に健康と福祉を

住民の健康維持は、自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。



4 質の高い教育をみんなに

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき 役割が非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるために も、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。



5 ジェンダー平等を実現しよう

自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすことも、重要な取組といえます。



6 安全な水とトイレを世界中に

安全で清潔な水へのアクセスは、住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも、自治体の大事な責務です。



7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を促進したり、住民が省エネ・再エネ対策を推進することを支援するなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも、自治体の大きな役割といえます。

17ゴール

自治体行政の果たし得る役割



8 働きがいも経済成長も

自治体は、経済成長戦略の策定を通して、地域経済の活性化や雇用の創出に 直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制 度整備を通して、労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

自治体は、地域のインフラ整備に対して、きわめて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。



10 人や国の不平等をなくそう

差別や偏見の解消を推進する上でも、自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは、首長 や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市 化が進む世界の中で、自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなって います。



12 つくる責任 つかう責任

環境負荷削減を進める上で、持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには、市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで、自治体はこの流れを加速させることが可能です。



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を、各自治体で行うことが求められています。



14 海の豊かさを守ろう

海洋汚染の8割は、陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通じて海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で、汚染対策を講じることが重要です。

17のゴール

自治体行政の果たし得る役割



15 陸の豊かさも守ろう

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その関係者との連携が不可欠です。



16 平和と公正をすべての人に

平和で公正な社会を作る上でも、自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して、参加型の行政を推進し、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



17 パートナーシップで目標を達成しよう

自治体は、公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で、多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

※地方自治体の果たし得る役割については、一般社団法人建築環境・省エネルギー機構発行の「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)導入のためのガイドライン(2018年3月版)」から引用しています。

【資料2】 ゴール・ターゲット・指標一覧

◆ゴール1 「あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる」

	インディケーター	
2030 年までに、現在のところ1日1.25 ドル未満で生活する人々と定められている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	1.1.1 国際的な貧困ラインを下回って生活している人口の割合(性別、年齢、雇用形態、地理的ロケーション(都市/地方別))	(調査中)
1.2 2030年までに、各国で定められたあら ゆる面で貧困状態にある全年齢の男女・ 子どもの割合を少なくとも半減させる。	1.2.1 各国の貧困ラインを下回って生活して いる人口の割合(性別、年齢別)	年間収入階級別の世帯割合 ・100万円未満の世帯/普通世帯 ・200万円未満の世帯/普通世
		帯 ・300万円未満の世帯/普通世 帯 ・400万円未満の世帯/普通世
		帯 ・500万円未満の世帯/普通世 帯
		※市区町村の結果については、 市、区及び人口1万5千人以上 の町村を表章の対象としてい る。 年間収入階級別の世帯割合の
		増減率 (世帯の年間収入が100万円未 満の世帯数/5年前時点にお
		ける世帯の年間収入が100万円 未満の世帯数)/(世帯の年間 収入が100万円未満の1世帯当
		たり人員/5年前時点における 世帯の年間収入が100万円未満 の1世帯当たり人員)
		※市区町村の結果については、 市、区及び人口1万5千人以上 の町村を表章の対象としてい
	1.2.2 各国の定義に基づき、あらゆる次元で 貧困ラインを下回って生活している男	る。

ターゲット	グローバル	ローカライズ指標
1.3 すべての人々に対し、最低限の生活水準の達成を含む適切な社会保護制度や対策を各国で実施し、2030年までに貧困層や弱い立場にある人々に対し十分な保護を達成する。	インディケーター 1.3.1 社会保障制度によって保護されている人口の割合(性別、子ども、失業者、年配者、障害者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別)	(調査中)
1.4 2030年までに、すべての男女、特に貧困層や弱い立場にある人々が、経済的資源に対する平等の権利がもてるようにするとともに、基礎的サービス、土地やその他の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マ	1.4.1 基礎的サービスにアクセスできる世帯 に住んでいる人口の割合	上水道普及率 (上水道給水人口/総人口)
イクロファイナンスを含む金融サービスが利用できるようにする。	1.4.2 土地に対し、法律上認められた書類に より、安全な所有権を有し土地の権利が 安全であると認識している全成人の割合 (性別、保有の種類別)	(調査中)
1.5 2030年までに、貧困層や状況の変化の 影響を受けやすい人々のレジリエンス	1.5.1 10万人当たりの災害による死者数、行 方不明者数、直接的負傷者数	(調査中)
を高め、極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的な打撃や災難に見舞われたりなる危険度を小	1.5.2 グローバル GDP に関する災害による直 接的経済損失	災害復旧費割合 ・災害復旧費/全歳出
さくする。	1.5.3 仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数 1.5.4 仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合	防災会議の設置有無
1.a あらゆる面での貧困を終わらせるための計画や政策の実施を目指して、開発途上国、特に後発開発途上国に対して適	1.a.1 政府によって貧困削減計画に直接割り 当てられた国内で生み出された資源の割 合	生活保護費割合 ·生活保護費/全歳出
切で予測可能な手段を提供するため、開発協力の強化などを通じ、さまざまな供給源からの相当量の資源を確実に動員する。	1.a.2 全体の国家財政支出に占める必要不可 欠なサービスの割合(教育、健康及び社 会的な保護)	衛生費割合 ・衛生費/全歳出 人口1人当たりの衛生費 ・衛生費/総人口 教育費割合 ・教育費/全歳出 人口1人当たりの教育費
		・教育費/総人口 (衛生費+教育費+生活保護 費)割合 ・衛生費+教育費+生活保護費 /全歳出 人口1人当たりの(衛生費+教育
	1. a. 3	サキュアライの (南王貞・教育 サキ生活保護費) ・衛生費+教育費+生活保護費/ 総人口 (調査中)

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
	貧困削減計画に直接割り当てられた助成金および非譲渡債権の割合(GDP比)	
1.b 貧困をなくす取り組みへの投資拡大 を支援するため、貧困層やジェンダーを 十分勘案した開発戦略にもとづく適正 な政策枠組みを、国、地域、国際レベル でつくりだす。	1. b. 1 女性、貧困層および脆弱層グループに重点的に支援を行うセクターへの政府からの周期的な資本投資	母子世帯への平均保護受給期間

◆ゴール2 「飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を促進する」

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
2.1 2030年までに、飢餓をなくし、すべての人々、特に貧困層や乳幼児を含む状況の変化の影響を受けやすい人々が、安全で栄養のある十分な食料を一年を通して得られるようにする。	2.1.1 栄養不足蔓延率(PoU)	栄養失調又はビタミン欠乏症における総患者割合・栄養失調又はビタミン欠乏症における総患者数/総人口給食施設における栄養士の有無・(総施設数一管理栄養士・栄養士がどちらもいない施設数)/総施設数
	2.1.2 食料不安の経験尺度 (FIES) に基づく、 中程度又は重度な食料供給不足の蔓延度	(調査中)
2.2 2030年までに、あらゆる形態の栄養不 良を解消し、成長期の女子、妊婦・授乳	2.2.1 5歳未満の子どもの発育阻害の蔓延度 (WHO 子どもの成長基準の中央値から-2 SD 未満の年齢に対する身長)	栄養状態が不良な6歳児の割合
婦、高齢者の栄養ニーズに対処する。2025年までに5歳未満の子どもの発育阻害や 消耗性疾患について国際的に合意した目標を達成する。	2.2.2 5歳未満の子どもの栄養失調の蔓延度 (WHO子どもの成長基準の中央値から+2 SDより大きいか又は-2SD未満の身長に 対する体重)(タイプ(衰弱、過体重)別 に詳細集計)	(調査中)
2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や投入財、知識、金融サービス、市場、高付加価値化や農業以外の就業の機会に確実・平等にアクセスできるようにすることなどにより、小規模食料生産者、特に女性や先住民、家族経営の農家・牧畜家・漁家の生産性と所得を倍増させる。	2.3.1 農業/牧畜/林業企業規模の分類ごとの労働単位あたり生産額	農業従事者1人当たりの農業産 出額 ・農業産出額/農業従事者数 林業就業人口1人当たりの林業 産出額 ・林業産出額(栽培きのこ類生産を除く)/林業就業人口
家・漁家の主座住こが侍を信追させる。	2.3.2 小規模食料生産者の平均的な収入(性 別、先住民・非先住民の別)	(調査中)
2.4 2030年までに、持続可能な食料生産システムを確立し、レジリエントな農業を実践する。そのような農業は、生産性の向上や生産量の増大、生態系の維持につながり、気候変動や異常気象、干ばつ、洪水やその他の災害への適応能力を向上させ、着実に土地と土壌の質を改善する。	2.4.1 生産的で持続可能な農業の下に行われる農業地域の割合	農業従事者1人当たりの経営耕 地面積 (販売農家の経営耕地面積/ 農業従事者数)
2.5 2020年までに、国、地域、国際レベル で適正に管理・多様化された種子・植物 バンクなどを通じて、種子、栽培植物、	2.5.1 中期又は長期保存施設に確保されてい る食物及び農業のための動植物の遺伝資 源の数	(調査中)
家畜やその近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意にもとづき、遺伝資源やそれに関連する伝統的な知識の利用と、利用から生じる利益の公正・公平な配分を促進する。	2.5.2 絶滅の危機にある、絶滅の危機にない、 又は、不明というレベルごとに分類され た在来種の割合	(調査中)
2. a 開発途上国、特に後発開発途上国の農業生産能力を高めるため、国際協力の強	2. a. 1 政府支出における農業指向指数	投資額に対する農業産出額 ・農業生産額/農業基盤整備 に対する投資額
化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発、植物・家 畜の遺伝子バンクへの投資を拡大する。	2.a.2 農業部門への公的支援の全体的な流れ (ODA 及び他の公的支援の流れ)	(調査中)

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
2.b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、あらゆる形態の農産物輸出補助金と、同等の効果がある輸出措置を並行して撤廃することなどを通じて、世界の農産物市場における貿易制限やひずみを是正・防止する。	2. b. 1 農業輸出補助金	(調査中)
2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場やデリバティブ市場が適正に機能するように対策を取り、食料備蓄などの市場情報がタイムリーに入手できるようにする。	2.c.1 食料価格の変動指数(IFPA)	(調査中)

◆ゴール3 「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確実にし、福祉を推進する」

▼コールフ・6万 ブラ 〇十回10万 すべく	の人々の健康的な主活を惟夫にし、	田田で正定する」
ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
3.1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率 を出生 10 万人あたり 70 人未満にまで下 げる。	3.1.1 妊産婦死亡率	人口10万人当たりの妊産婦死 亡数 (妊産婦死亡数/出産数)× 100,000
	3.1.2 専門技能者の立会いの下での出産の割 合	(調査中)
3.2 2030 年までに、すべての国々が新生児 の死亡率を出生 1,000 人あたり 12 人以 下に、5歳未満児の死亡率を出生 1,000 人あたり 25 人以下に下げることを目指	3.2.1 5 歳未満児死亡率	5歳未満児死亡率 ・5歳未満児死亡数/5歳未 満人口
し、新生児と5歳未満児の防ぐことができる死亡をなくす。	3.2.2 新生児死亡率	新生児死亡率 ・新生児死亡数/出生数
3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア、顧みられない熱帯病といった感染症	3.3.1 非感染者 1,000 人あたりの新規 HIV 感染者数(性別、年齢及び主要層別)	1,000 人当たりの HIV 感染者数 ・HIV 感染者数/人口×1,000
を根絶し、肝炎、水系感染症、その他の 感染症に立ち向かう。	3.3.2 10 万人あたりの結核感染者数	人口 10 万人当たりの結核感染 者数 ・結核感染者数/人口× 100,000
	3.3.3 1,000 人あたりのマラリア感染者数	人口 1,000 人当たりのマラリアによる死亡者数・マラリアによる死亡者数/日本人人口×1,000 人口 1,000 人当たりのマラリア感染者数・マラリア感染者数・マラリア感染者数/総人口×1,000
	3.3.4 10万人あたりのB型肝炎感染者数	人口 10 万人当たりの B 型肝炎 による死亡者数 ・B 型肝炎による死亡者数/日 本人人口×100,000
	3.3.5 「顧みられない熱帯病」(NTDs) に対し て介入を必要としている人々の数に対し て介入を必要としている人々の数	(調査中)
3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若 年層の死亡率を予防や治療により3分の 1減らし、心の健康と福祉を推進する。	3.4.1 心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の死亡率	人口10万人当たりの心血管疾患による死亡者数 (心疾患による死亡者数/日本人人口)×100,000 人口10万人当たりの癌による死亡者数/ ・癌による死亡者数/日本人人口×100,000 人口10万人当たりの糖尿病による死亡者数 ・糖尿病による死亡者数/日本人×100,000
	3.4.2 自殺率	人口10万人当たりの自殺者数 ・自殺者数/日本人人口× 100,000

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
3.5 麻薬・薬物乱用や有害なアルコール摂 取の防止や治療を強化する。	3.5.1 薬物使用による障害のための治療介入 (薬理学的、心理社会的、リハビリ及び アフターケア・サービス)の適用範囲	(調査中)
	3.5.2 1年間(暦年)の純アルコール量における、(15歳以上の)1人あたりのアルコール消費量に対しての各国の状況に応じ定義されたアルコールの有害な使用(ℓ)	(調査中)
3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故に よる死傷者の数を半分に減らす。	3.6.1 道路交通事故による死亡率	(調査中)
3.7 2030年までに、家族計画や情報・教育 を含む性と生殖に関する保健サービスを すべての人々が確実に利用できるように	3.7.1 近代的手法に立脚した家族計画のため のニーズを有する出産可能年齢(15〜49 歳)にある女性の割合	(調査中)
し、性と生殖に関する健康(リプロダク ティブ・ヘルス)を国家戦略・計画に確 実に組み入れる。	3.7.2 女性 1,000 人あたりの青年期(10~14 歳;15~19歳)の出生率	(調査中)
3.8 すべての人々が、経済的リスクに対する保護、質が高く不可欠な保健サービスや、安全・効果的で質が高く安価な必須医薬品やワクチンを利用できるようになることを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。	3.8.1 必要不可欠の公共医療サービスの適応範囲(一般及び最も不利な立場の人々についての、生殖、妊婦、新生児および子どもの健康、伝染病、非伝染病、サービス能力とアクセスを含むトレーサー介入を基とする必要不可欠なサービスの平均的適応範囲と定義されたもの)	(調査中)
	3.8.2 家計収支に占める健康関連支出が大き い人口の割合	(調査中)
3.9 2030年までに、有害化学物質や大気・ 水質・土壌の汚染による死亡や疾病の数	3.9.1 家庭内及び外部の大気汚染による死亡 率	人口 10 万人当たりの公害苦情 件数
を大幅に減らす。	3.9.2 不衛生な水、不衛生な施設及び衛生知 識不足(全ての人のための安全な上下水 道と衛生(WASH)サービスが得られない環 境に晒されている)による死亡率	(調査中)
	3.9.3 意図的ではない汚染による死亡率	(調査中)
3.a すべての国々で適切に、たばこの規制 に関する世界保健機関枠組条約の実施を 強化する。	3.a.1 15歳以上の現在の喫煙率(年齢調整されたもの	喫煙率 ・喫煙者数/20 歳以上人口
3.b おもに開発途上国に影響を及ぼす感染性や非感染性疾患のワクチンや医薬品の研究開発を支援する。また、「TRIPS協定	3.b.1 各国ごとの国家計画に含まれる全ての薬によってカバーされているターゲット人口の割合	人口1人当たりの薬局数 ・薬局数/総人口
(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)と公衆の健康に関するドーハ宣言」 に従い、安価な必須医薬品やワクチンが	3.b.2 薬学研究や基礎的保健部門への純 ODA の合計値	(調査中)
利用できるようにする。同宣言は、公衆 衛生を保護し、特にすべての人々が医薬 品を利用できるようにするために「TRIPS 協定」の柔軟性に関する規定を最大限に 行使する開発途上国の権利を認めるもの である。	3. b. 3 必須である薬が、入手可能かつ持続可能な基準で余裕がある健康施設の割合	(調査中)
3. c	3. c. 1	人口1人当たりの医師数

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
開発途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国で、保健財政や、保健人材の採用、能力開発、訓練、定着を大幅に拡大する。	医療従事者の密度と分布	・医師数/総人口
3.d すべての国々、特に開発途上国で、国内および世界で発生する健康リスクの早期警告やリスク軽減・管理のための能力を強化する。	3. d. 1 国際保健規則(IHR) キャパシティと衛 生緊急対策	(調査中)

▼ □ <i>N</i> 4 19/(CO)/(₹IC/C116/)	受けられる公平で貧の高い教育を提供	し、土涯子百の成云を促進する
ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
4.1 2030 年までに、すべての少女と少年 が、適切で効果的な学習成果をもたらす、 無償かつ公正で質の高い初等教育・中等 教育を修了できるようにする。	4.1.1 (i) 読解力(ii) 算数について、最低限 の習熟度に達している子どもや若者の割 合(性別ごと) (a) 2~3学年時(b) 小学校修了時(c) 中学校修了時	小中学校登校者割合 ·(小中学校在学者数-不登校 者数)/小中学校在学者数
4.2 2030 年までに、すべての少女と少年 が、初等教育を受ける準備が整うよう、 乳幼児向けの質の高い発達支援やケア、	4.2.1 健康、学習及び心理社会的な幸福について、順調に発育している5歳未満の子 どもの割合(性別ごと)	5歳未満の入院者割合 ・5歳未満の入院者数/5歳 未満人口
就学前教育を受けられるようにする。	4.2.2 (小学校に入学する年齢より1年前の 時点で)体系的な学習に参加している者 の割合(性別ごと)	保育園登園割合 ・保育所の児童数/6歳以下人 口
		幼稚園登園割合 ・幼稚園の児童数/6 歳以下人 口
		保育園・幼稚園登園割合 ・保育所・幼稚園の児童数/6 歳以下人口
		最寄りの保育所までの距離別、
		3歳未満、4歳~5歳の子がいる
		普通世帯の割合
		(100m未満、100~200、200~
		500、500~1000、1000以上)
		※市区町村の結果については、
		市、区及び人口1万5千人以上
		の町村を表章の対象としてい
		る。
4.3 2030 年までに、すべての女性と男性 が、手頃な価格で質の高い技術教育や職 業教育、そして大学を含む高等教育を平 等に受けられるようにする。	4.3.1 過去 12 か月にフォーマルおよびノン フォーマルな教育や訓練に参加している 若者又は成人の割合(性別ごと)	求職者1人当たりの職業訓練費 ・職業訓練費/求職者(就業希 望者)人口
4.4 2030年までに、就職や働きがいのある 人間らしい仕事、起業に必要な、技術的・ 職業的スキルなどの技能をもつ若者と成 人の数を大幅に増やす。	4.4.1 ICT スキルを有する若者や成人の割合 (スキルのタイプ別)	生徒 1 人当たりのコンピューター数 ・コンピューター数/生徒数
4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダ 一格差をなくし、障害者、先住民、状況 の変化の影響を受けやすい子どもなど、	4.5.1 詳細集計可能な、本リストに記載されたすべての教育指数のための、パリティ指数(女性/男性、地方/都市、富の五分	パリティ指数 (小中学校) ・小中学校の女子生徒数/男 子生徒数
社会的弱者があらゆるレベルの教育や職 業訓練を平等に受けられるようにする。	位数の底/トップ、その他障害状況、先 住民、利用可能になるデータとして議論 されたもの等)	パリティ指数(高校・大学) ・高校・大学の女子生徒数/男 子生徒数
4.6 2030 年までに、すべての若者と大多数 の成人が、男女ともに、読み書き能力と	4.6.1 実用的な(a) 読み書き能力(b) 基本的 計算能力において、少なくとも決まった	小学生の国語・算数・理科の平 均正答率
基本的な計算能力を身につけられるよう にする。	レベルを達成した所定の年齢層の人口の 割合(性別ごと)	中学生の国語・数学・理科の平 均正答率

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
4.7 2030 年までに、すべての学習者が、とりわけ持続可能な開発のための教育と、持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力文化の推進、グローバル・シチズンシップ(地球市民の精神)、文化多様性の尊重、持続可能な開発に文化が貢献することの価値認識、などの教育を通して、持続可能な開発を促進するために必要な知識とスキルを確実に習得できるようにする。	4.7.1 ジェンダー平等および人権を含む、(i)地球市民教育および、(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、および(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、すべての教育段階において主流化されているレベル	人口1人当たりの社会教育施設割合 ・(公民館、図書館、博物館、青 少年教育施設、女性教育施設、 体育施設、劇場、音楽堂等、生 涯学習センターの合計)/総人 口
4.a 子どもや障害のある人々、ジェンダーに配慮の行き届いた教育施設を建設・改良し、すべての人々にとって安全で、暴力がなく、だれもが利用できる、効果的な学習環境を提供する。	4. a. 1 以下の設備等が利用可能な学校の割合 (a) 電気 (b) 教育を目的としたインターネット (c) 教育を目的としたコンピューター (d) 障害を持っている学生のための適切な施設や道具(e) 基本的な飲料水 (f) 男女別の基本的なトイレ (g) 基本的な手洗い場(WASH 指標の定義別)	学校におけるインターネット 接続率(光ファイバ回線) 学校におけるコンピューター の設置割合 人口1人当たりの特別支援学 校数 ・特別支援学校数/総人口 小中学校学生1人当たりのトイ レ数 ・小中学校のトイレ数/小中 学校学生数
4. b 2020 年までに、先進国やその他の開発 途上国で、職業訓練、情報通信技術(ICT)、 技術・工学・科学プログラムなどを含む 高等教育を受けるための、開発途上国、 特に後発開発途上国や小島嶼開発途上 国、アフリカ諸国を対象とした奨学金の 件数を全世界で大幅に増やす。	4.b.1 奨学金のための ODA フローの量 (部門 と研究タイプ別)	(調査中)
4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格をもつ教員の数を大幅に増やす。	4.c.1 各国における適切なレベルでの教育を行うために、最低限制度化された養成研修あるいは現職研修(例:教授法研修)を受けた(a)就学前教育、(b)初等教育、(c)前期中等教育、(d)後期中等教育に従事する教員の割合	都道府県別「教員のICT活用指導力」の状況 (「わりにできる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均)

◆ゴール5 「ジェンダー平等を達成し、すべての女性・少女のエンパワーメントを行う」

ターゲット	グローバル	
	インディケーター	ローカライズ指標
5.1 あらゆる場所で、すべての女性・少女に対するあらゆる形態の差別をなくす。	5.1.1 性別に基づく平等と差別撤廃を促進、 実施およびモニターするための法律の枠 組みが制定されているかどうか	女性活躍推進計画の策定有無
5.2 人身売買や性的・その他の搾取を含め、公的・私的な場で、すべての女性・少女に対するあらゆる形態の暴力をなくす。	5.2.1 これまでにパートナーを得た 15 歳以上の女性や少女のうち、過去 12 か月以内に、現在又は以前の親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合(暴力の形態、年齢別)	人口1人当たりの配偶者から の暴力相談件数 ・配偶者からの暴力相談件数/ 総人口
	5.2.2 過去12か月以内に、親密なパートナー 以外の人から性的暴力を受けた15歳以 上の女性や少女の割合(年齢、発生場所 別)	女性人口1人当たりの強制わいせつの認知件数 ・強制わいせつの認知件数/女 性人口
5.3 児童婚、早期結婚、強制結婚、女性性 器切除など、あらゆる有害な慣行をなく す。	5.3.1 15 歳未満、18 歳未満で結婚又はパート ナーを得た 20〜24 歳の女性の割合	18 歳未満で結婚した女性の割 合 ・18 歳未満で結婚した女性/ 女性人口
	5.3.2 女性性器切除を受けた 15〜49 歳の少 女や女性の割合(年齢別)	(調査中)
5.4 公共サービス、インフラ、社会保障政策の提供や、各国の状況に応じた世帯・家族内での責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識し評価する。	5.4.1 無償の家事・ケア労働に費やす時間の 割合(性別、年齢、場所別)	家事従事者に関するジェンダーパリティ指数 (家事に従事する女性の人数/女性の労働力人口)/(家事に従事する男性の人数/男性の労働力人口) 待機児童数割合・待機児童数/5歳以下人口
5.5 政治、経済、公共の場でのあらゆるレベルの意思決定において、完全で効果的な女性の参画と平等なリーダーシップの	5.5.1 国会及び地方議会において女性が占め る議席の割合	都道府県議会議員の女性の割合 ・女性の都道府県議会議員数/ 都道府県議会議員数
機会を確保する。	5.5.2 管理職に占める女性の割合 	役員の女性の割合 ・女性の役員数/役員数
5.6 国際人口開発会議 (ICPD) の行動計画 と、北京行動綱領およびその検証会議の 成果文書への合意にもとづき、性と生殖 に関する健康と権利をだれもが手に入れ	5.6.1 性的関係、避妊、リプロダクティブ・ ヘルスケアについて、自分で意思決定を 行うことのできる 15〜49 歳の女性の割 合	(調査中)
られるようにする。	5.6.2 15歳以上の女性及び男性に対し、セクシュアル/リプロダクティブ・ヘルスケア、情報、教育を保障する法律や規定を有する国の数	女性活躍推進計画の策定有無
5. a 女性が経済的資源に対する平等の権利を得るとともに、土地・その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源を所有・世界できるよう、各国法にもとづき	5. a. 1 (a) 農地への所有権又は保証された権利を有する総農業人口の割合(性別ごと) (b) 農地所有者又は権利者における女性の割合(所有条件別)	女性の農業経営者割合 (女性農業経営者数/全農業 経営者数)
改革を行う。	5.a.2 土地所有及び/又は管理に関する女性 の平等な権利を保障している法的枠組 (慣習法を含む)を有する国の割合	(調査中)

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
5.b 女性のエンパワーメントを促進するため、実現技術、特に情報通信技術 (ICT) の活用を強化する。	5.b.1 携帯電話を所有する個人の割合(性別 ごと)	(調査中)
5. c ジェンダー平等の促進と、すべての女性・少女のあらゆるレベルにおけるエンパワーメントのため、適正な政策や拘束力のある法律を導入し強化する。	5. c. 1 ジェンダー平等および女性のエンパワーメントのための公的資金を監視、配分するシステムを有する国の割合	(調査中)

◆ゴール6 「すべての人々が水と衛生施設を利用できるようにし、持続可能な水・衛生管理を確実にする」

▼	他政を利用できるようにし、特続可能/ 	5次、 南工日在で作人にする]
ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
6.1 2030 年までに、すべての人々が等し く、安全で入手可能な価格の飲料水を利 用できるようにする。	6.1.1 安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合	上水道普及率 ・上水道給水人口/総人口
6.2 2030年までに、女性や少女、状況の変化に影響を受けやすい人々のニーズに特に注意を向けながら、すべての人々が適切・公平に下水施設・衛生施設を利用できるようにし、野外での排泄をなくす。	6.2.1 石けんや水のある手洗い場等の安全に 管理された公衆衛生サービスを利用する 人口の割合	人口1人当たりの公衆衛生費 ・公衆衛生費/総人口
6.3 2030年までに、汚染を減らし、投棄を	6.3.1 安全に処理された廃水の割合	下水道処理人口普及率
なくし、有害な化学物質や危険物の放出 を最小化し、未処理の排水の割合を半減 させ、再生利用と安全な再利用を世界中 で大幅に増やすことによって、水質を改 善する。	6.3.2 良好な水質を持つ水域の割合	河川BOD(日間平均値の75%値)
6.4 2030年までに、水不足に対処し、水不	6.4.1 水の利用効率の経時変化	(調査中)
足の影響を受ける人々の数を大幅に減らすために、あらゆるセクターで水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取・供給を確実にする。	6.4.2 水ストレスレベル:淡水資源量に占め る淡水採取量の割合	(調査中)
6.5 2030年までに、必要に応じて国境を越えた協力などを通じ、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	6.5.1 統合水資源管理 (IWRM) 実施の度合い (0-100)	人口1人当たりの水道事業所数 ・水道の事業所数/総人口 水循環基本計画に基づく「流域 水循環計画」に該当する計画の 策定有無
	6.5.2 水資源協力のための運営協定がある越 境流域の割合	(調査中)
6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含めて、水系生態系の保護・回復を行う。	6.6.1 水関連生態系範囲の経時変化	(調査中)
6.a 2030年までに、集水、海水の淡水化、 効率的な水利用、排水処理、再生利用や 再利用の技術を含め、水・衛生分野の活 動や計画において、開発途上国に対する 国際協力と能力構築の支援を拡大する。	6.a.1 政府調整支出計画の一部である上下水 道関連の ODA の総量	人口1人口当たりの下水道費 ・下水道費/総人口
6.b 水・衛生管理の向上に地域コミュニティが関わることを支援し強化する。	6.b.1 上下水道管理への地方コミュニティの 参加のために制定し、運営されている政 策および手続のある地方公共団体の割合	下水道事業着手率

◆ゴール7 「すべての人々が、手頃な価格で信頼性の高い持続可能で近代的なエネルギーを利用できるようにする」

よっにする]		
ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
7.1 2030 年までに、手頃な価格で信頼性の	7.1.1 電気を受電可能な人口比率	(調査中)
高い現代的なエネルギーサービスをすべての人々が利用できるようにする。	7.1.2 クリーンな燃料や技術に依存している 人口比率	(調査中)
7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合	7.2.1 最終エネルギー消費量に占める再生可 能エネルギー比率	新エネルギー発電割合 ・新エネルギー発電量/すべて のエネルギー発電量
を大幅に増やす。		世帯当たりの太陽光発電設置
		割合 ・10kW 未満の太陽光発電設備 導入件数/世帯数
		太陽熱を利用した温水機器等
		がある住宅の割合
		※市区町村の結果については、 市、区及び人口1万5千人以上 の町村を表章の対象としてい る。
		太陽光を利用した発電機器が
		ある住宅の割合
		※市区町村の結果については、
		市、区及び人口1万5千人以上
		の町村を表章の対象としてい る。
7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー 効率の改善率を倍増させる。	7.3.1 一次エネルギー及び GDP 単位当たりの エネルギー強度	エネルギー消費量あたりの県 内総生産 ・県内総生産/エネルギー消費 量
7.a 2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率、先進的でより環境負荷の低い化石燃料技術など、クリーンなエネルギーの研究や技術の利用を進めるための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	7. a. 1 クリーンなエネルギー研究及び開発と、ハイブリッドシステムに含まれる再生可能エネルギー生成への支援に関する発展途上国に対する国際金融フロー	(調査中)
7.b 2030年までに、各支援プログラムに沿って、開発途上国、特に後発開発途上国 や小島嶼開発途上国、内陸開発途上国において、すべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供するためのインフラを拡大し、技術を向上させる。	7. b. 1 持続可能なサービスへのインフラや技術 のための財源移行における GDP に占める エネルギー効率への投資(%)及び海外 直接投資の総量	(調査中)

◆ゴール8 「すべての人々にとって、持続的でだれも排除しない持続可能な経済成長、完全かつ生産的な 雇用、働きがいのある人間らしい仕事(ディーセントワーク)を促進する」

作用、倒さかいのの入	旬りしい <u>仕事(ティーセフトリーク)</u> を 	「促進する」
ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
8.1 各国の状況に応じて、一人あたりの経	8.1.1 一人当たりの実質 GDP の年間成長率	人口1人当たりの県内総生産 ・県内総生産/総人口
済成長率を持続させ、特に後発開発途上 国では少なくとも年率 7%の GDP 成長率 を保つ。		人口1人当たりの県内総生産 対前年増加率
8.2 高付加価値セクターや労働集約型セク	8.2.1 労働者一人あたりの実質 GDP の年間成	就業者当たりの県内総生産 ・県内総生産/就業者数
ターに重点を置くことなどにより、多様 化や技術向上、イノベーションを通じて、 より高いレベルの経済生産性を達成す る。	長率	就業者当たりの県内総生産対 前年増加率
8.3 生産的な活動、働きがいのある人間らしい職の創出、起業家精神、創造性やイノベーションを支援する開発重視型の政策を推進し、金融サービスの利用などを通じて中小零細企業の設立や成長を促す。	8.3.1 農業以外におけるインフォーマル雇用 の割合(性別ごと)	(調査中)
8.4 2030 年までに、消費と生産における世界の資源効率を着実に改善し、先進国主導のもと、「持続可能な消費と生産に関する10 カ年計画枠組み」に従って、経済成長が環境悪化につながらないようにする。	8.4.1 マテリアルフットプリント (MF) 及び 一人当たり、GDP 当たりの MF 8.4.2 国内総物質消費量 (DMC) 及び一人当た り、GDP 当たりの DMC	1 人 1 日当たりのごみ排出量 (家庭部門)
8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むす べての女性と男性にとって、完全かつ生	8.5.1 女性及び男性労働者の平均時給(職業、 年齢、障害者別)	(調査中)
産的な雇用と働きがいのある人間らしい 仕事(ディーセント・ワーク)を実現し、 同一労働同一賃金を達成する。	8.5.2 失業率(性別、年齢、障害者別) 	失業率 ・完全失業者数/労働力人口
8.6 2020年までに、就労、就学、職業訓練 のいずれも行っていない若者の割合を大 幅に減らす。	8.6.1 就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない 15~24 歳の若者の割合	(調査中)
8.7 強制労働を完全になくし、現代的奴隷制と人身売買を終わらせ、子ども兵士の募集・使用を含めた、最悪な形態の児童労働を確実に禁止・撤廃するための効果的な措置をただちに実施し、2025年までにあらゆる形態の児童労働をなくす。	8.7.1 児童労働者 (5~17歳) の割合と数 (性別、年齢別)	15-17 歳の就業者割合 ・15-17 歳の主に仕事をしてい る人口/15-17 歳の人口
8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や 不安定な雇用状態にある人々を含め、す	8.8.1 致命的及び非致命的な労働災害の発生 率(性別、移住状況別)	労災受給率 ·新規労災受給者数/就業者数
べての労働者を対象に、労働基本権を保 護し安全・安心な労働環境を促進する。	8.8.2 国際労働機関(ILO)原文ソース及び国内の法律に基づく、労働権利(結社および団体交渉の自由)における国内コンプライアンスのレベル(性別、移住状況別)	平均超過労働時間 ・超過実労働時間数(企業規模計10人以上) 離職率
		·離職者数/(継続就業者数+ 転職者数+離職者数)
8.9 2030年までに、雇用創出や各地の文化 振興・産品販促につながる、持続可能な 観光業を推進する政策を立案・実施する。	8.9.1 全 GDP 及び GDP 成長率に占める割合と しての観光業の直接 GDP	県内総生産当たりの観光消費 額 ・観光消費額/県内総生産
	l	

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
8.10 すべての人々が銀行取引、保険、金融 サービスを利用できるようにするため、	8.10.1 成人 10 万人あたりの市中銀行の支店 及び ATM 数	人口1人当たりの銀行数 ・銀行数/総人口
国内の金融機関の能力を強化する。	8. 10. 2 銀行や他の金融機関に口座を持つ、またはモバイルマネーサービスを利用する (15 歳以上の)成人の割合	(調査中)
8.a 「後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク (EIF)」などを通じて、開発途上国、特に後発開発途上国に対する「貿易のための援助(AfT)」を拡大する。	8.a.1 貿易のための援助に対するコミットメントや支出	(調査中)
8.b 2020年までに、若年の雇用のために世 界規模の戦略を展開・運用可能にし、国 際労働機関(ILO)の「仕事に関する世界 協定」を実施する。	8.b.1 国家雇用戦略とは別途あるいはその一部として開発され運用されている若年雇用のための国家戦略の有無	(調査中)

◆ゴール9 「レジリエントなインフラを構築し、だれもが参画できる持続可能な産業化を促進し、 イノベーションを推進する」

イノハーフョンを推進す		
ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
9.1 経済発展と人間の幸福をサポートするため、すべての人々が容易かつ公平に利用できることに重点を置きながら、地域内および国境を越えたインフラを含む、質が高く信頼性があり持続可能でレジリエントなインフラを開発する。	9.1.1 全季節利用可能な道路の2km圏内に住んでいる地方の人口の割合	舗装道路割合 ・舗装道路実延長/道路実延長 最寄りの交通機関までの距離 が○○m 以下となる以下となる 普通世帯数 ・駅まで 200m 未満 ・駅まで 200~500m ・駅まで 500~1,000m ・駅まで 1,000~2,000m ・駅まで 2,000m 以上
	9.1.2 旅客と貨物量(交通手段別)	(調査中)
9.2 だれもが参画できる持続可能な産業化を促進し、2030年までに、各国の状況に応じて雇用や GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増やす。後発開発途上国ではその割合を倍にする。	9.2.1 一人当たり並びに GDP に占める製造業 の付加価値の割合	人口1人当たりの製造業粗付加価値額 ・製造業粗付加価値額/総人口 県内総生産当たりの製造業粗 付加価値額 ・製造業粗付加価値額/県内総
	9.2.2 全労働者数に占める製造業労働者数の 割合	生産 製造業労働者数割合 ・製造業労働者数/全労働者数
9.3 より多くの小規模製造業やその他の企 業が、特に開発途上国で、利用しやすい	9.3.1 製造業の合計付加価値のうち小規模製 造業の占める割合	(調査中)
融資などの金融サービスを受けることができ、バリューチェーンや市場に組み込まれるようにする。	9.3.2 ローン又は与信限度額が設定された小 規模製造業の割合	(調査中)
9.4 2030年までに、インフラを改良し持続可能な産業につくり変える。そのために、すべての国々が自国の能力に応じた取り組みを行いながら、資源利用効率の向上とクリーンで環境に配慮した技術・産業プロセスの導入を拡大する。	9.4.1 付加価値の単位あたりの CO ² 排出量	県内総生産当たりのCO2排出量 ・CO2排出量/県内総生産
9.5 2030 年までに、開発途上国をはじめと	9.5.1 GDP に占める研究開発への支出	(調査中)
するすべての国々で科学研究を強化し、 産業セクターの技術能力を向上させる。 そのために、イノベーションを促進し、 100 万人あたりの研究開発従事者の数を 大幅に増やし、官民による研究開発費を 増加する。	9.5.2 100 万人当たりの研究者(フルタイム 相当)	発明者数割合 · 発明者数/総人口
9. a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能でレジリエントなインフラ開発を促進する。	9. a. 1 インフラへの公的国際支援の総額(ODA その他公的フロー)	土木費割合 ・土木費/全歳出
9.b 開発途上国の国内における技術開発、研究、イノベーションを、特に産業の多様化を促し商品の価値を高めるための政策環境を保障することなどによって支援	9.b.1 全付加価値における中位並びに先端テ クノロジー産業の付加価値の割合	全粗付加価値額に占める粗付加価値額(電気機械器具製造業) ・粗付加価値額(電気機械器具製造業) ・製造業)/製造業粗付加価値額

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
する。		
9. c 情報通信技術 (ICT) へのアクセスを大幅に増やし、2020 年までに、後発開発途上国でだれもが当たり前のようにインターネットを使えるようにする。		インターネット普及率

◆ゴール10 「国内および各国間の不平等を減らす」

◆コールIU 「国内および各国間の不当	-寺を減りす」 グローバル	
ターゲット	インディケーター	ローカライズ指標
10.1 2030 年までに、各国の所得下位 40%の 人々の所得の伸び率を、国内平均を上回 る数値で着実に達成し持続する。	10.1.1 一人当たりの家計支出又は所得の成 長率(人口の下位 40%のもの、総人口の もの)	(調査中)
10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位やその他の状況にかかわらず、すべての人々に社会的・経済的・政治的に排除されず参画できる力を与え、その参画を促進する。	10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口の割合(年齢、性別、障害者別)	年間収入階級別の世帯割合 ・100万円未満の世帯/普通世帯 ・200万円未満の世帯/普通世帯 ・300万円未満の世帯/普通世帯 ・400万円未満の世帯/普通世帯 ・500万円未満の世帯/普通世帯 ・500万円未満の世帯/普通世帯
		の町村を表章の対象としている。 年間収入階級別の世帯割合の増減率 (世帯の年間収入が100万円未満の世帯数/5年前時点における世帯の年間収入が100万円未満の世帯数)/(世帯の年間収入が100万円未満の世帯数)/(世帯の年間収入が100万円未満の世帯は大り人員/5年前時点における世帯の年間収入が100万円未満
		の1世帯当たり人員) ※市区町村の結果については、 市、区及び人口1万5千人以上 の町村を表章の対象としてい る。 ジニ係数
10.3 差別的な法律や政策、慣行を撤廃し、関連する適切な立法や政策、行動を推進することによって、機会均等を確実にし、結果の不平等を減らす。	10.3.1 過去 12 か月に個人的に国際人権法の 下に禁止されている差別又は嫌がらせ を感じたと報告した人口の割合	(調査中)
10.4 財政、賃金、社会保障政策といった政 策を重点的に導入し、さらなる平等を着 実に達成する。	10.4.1 GDP の労働分配率(賃金と社会保障給付)	労働生産性 ・付加価値額/従業員数

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
10.5 世界の金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。	10.5.1 金融健全性指標	(調査中)
10.6 より効果的で信頼でき、説明責任のある正当な制度を実現するため、地球規模の経済および金融に関する国際機関での意思決定における開発途上国の参加や発言力を強める。	10.6.1 国際機関における開発途上国のメン バー数及び投票権の割合	(調査中)
10.7 計画的でよく管理された移住政策の実施などにより、秩序のとれた、安全かつ正規の、責任ある移住や人の移動を促進	10.7.1 移住先の国における年収に対する労働者の採用において発生した費用の割合	(調査中)
する。	10.7.2 十分に管理された移民政策を実施している国の数	(調査中)
10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発 途上国、特に後発開発途上国に対して、 「特別かつ異なる待遇(S&D)」の原則を 適用する。	10.a.1 ゼロ関税の後発開発途上国及び開発 途上国からの輸入に対し課した関税ラインの割合	(調査中)
10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、ニーズが最も大きい国々、特に後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国に対し、政府開発援助(ODA)や海外直接投資を含む資金の流入を促進する。	10.b.1 開発のためのリソースフローの総額 (受援国および援助国、フローの流れ (例:ODA、外国直接投資、その他)別)	(調査中)
10. c 2030 年までに、移民による送金のコストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を完全になくす。	10.c.1 総送金額の割合に占める送金コスト	(調査中)

◆ゴール11「都市や人間の居住地をだれも排除せず安全かつレジリエントで持続可能にする」

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
11.1 2030 年までに、すべての人々が、適切 で安全・安価な住宅と基本的サービスを 確実に利用できるようにし、スラムを改 善する。	11.1.1 スラム、非正規の居住や不適切な住宅 に居住する都市人口の割合	ホームレス割合 ・ホームレスの数/総人口 最低居住面積水準以下世帯割合 ・最低居住面積水準以下世帯数 /主世帯数 ※市区町村の結果については、 市、区及び人口1万5千人以上 の町村を表章の対象としている。
11.2 2030年までに、弱い立場にある人々、女性、子ども、障害者、高齢者のニーズに特に配慮しながら、とりわけ公共交通機関の拡大によって交通の安全性を改善して、すべての人々が、安全で、手頃な価格の、使いやすく持続可能な輸送システムを利用できるようにする。	11.2.1 公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合(性別、年齢、障害者別)	鉄道・電車・バスの利用割合・15歳以上自宅外通勤・通学者で鉄道・電車・バスを利用している人数/15歳以上自宅外通勤・通学者数 とののののののでは、 いまで 200m 未満・駅まで 200~500m・駅まで 2,000m・駅まで 2,000m・駅まで 2,000m以上※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。
11.3 2030年までに、すべての国々で、だれも排除しない持続可能な都市化を進め、参加型で差別のない持続可能な人間居住を計画・管理する能力を強化する。	11.3.1 人口増加率と土地利用率の比率 11.3.2 定期的かつ民主的に行われている都 市計画および管理において、市民社会構	人口增減 ・(出生数 – 死亡数) + (転入数 – 転出数) /総人口 人口自然増減 ・(出生数 – 死亡数) /総人口 人口社会増減 ・(転入数 – 転出数) /総人口 市街化調整区域面積割合 ・市街化調整区域面積/総面積 市街化調整区域内人口割合 ・市街化調整区域内人口/総人口 (調査中)
11.4 世界の文化遺産・自然遺産を保護・保全する取り組みを強化する。	造に直接参加できる都市の割合 11.4.1 全ての文化及び自然遺産の保全、保護及び保存における総支出額(公的部門、民間部門)(遺産のタイプ別(文化、自然、混合、世界遺産に登録されているもの)、政府レベル別(国、地域、地方、市)、支出タイプ別(営業費、投資)、民間資金のタイプ別(寄付、非営利部門、後援)) 11.5.1	平均文化財保存事業費(補助金の交付額) ・補助金額/補助金交付件数
2030年までに、貧困層や弱い立場にある人々の保護に焦点を当てながら、水関	10 万人当たりの災害による死者数、行 方不明者数、直接的負傷者数	(調査中)

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
連災害を含め、災害による死者や被災者の数を大きく減らし、世界の GDP 比における直接的経済損失を大幅に縮小する。	11.5.2 災害によって起こった、グローバルな GDP に関連した直接的な経済損失、甚大 なインフラ被害及び基本サービスの中 断の件数	災害復旧費割合 ・自治体歳出の災害復旧費/全 歳出
11.6 2030年までに、大気環境や、自治体などによる廃棄物の管理に特に注意することで、都市の一人あたりの環境上の悪影響を小さくする。	11.6.1 都市で生成される廃棄物について、都 市部で定期的に回収し適切に最終処理 されている固形廃棄物の割合 11.6.2	廃棄物の最終処分割合 ・最終処分量/ごみの総排出量 微小粒子状物質(PM2.5)年平均
	都市部における微粒子物質(例: PM2.5 や PM10)の年平均レベル(人口で加重平均したもの)	値 (μg/m³) 光化学オキシダント (0x) 濃度 の昼間 1 時間値が 0.12ppm 以上 であった日数 窒素酸化物 (NOx) 年平均値
		PM2.5濃度に対する環境基準達 成率
		SPM濃度に対する環境基準達成 率
11.7 2030 年までに、すべての人々、特に女性、子ども、高齢者、障害者などが、安全でだれもが使いやすい緑地や公共スペ	11.7.1 各都市部の建物密集区域における公 共スペースの割合の平均(性別、年齢、 障害者別)	可住地面積当たりの図書館数 ・図書館数/可住地面積 可住地面積当たりの公民館数
一スを利用できるようにする。	H-1 1237	・公民館数/可住地面積 可住地面積当たりの図書館数、
		公民館数 ・(図書館数+公民館数)/可住 地面積
		可住地面積当たりの図書館面積
		・図書館延面積/可住地面積 可住地面積当たりの公民館面 積
		・公民館延面積/可住地面積 可住地面積当たりの図書館面
		積、公民館面積 ・(図書館延面積+公民館延面 積)/可住地面積
		人口1人当たりの公園数 ・公園箇所数/総人口
		人口1人当たりの公園面積 ・公園面積/総人口 可住地面積当たりの公園面積
	11.7.2	・公園面積/可住地面積 ・公園面積/可住地面積 人口1人当たりの性犯罪者認知
	過去 12 か月における身体的又は性的 ハラスメントの犠牲者の割合(性別、年	件数

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
	齢、障害状況、発生場所別)	・性犯罪者認知件数/総人口
11.a 各国・各地域の開発計画を強化することにより、経済・社会・環境面における都市部、都市周辺部、農村部の間の良好なつながりをサポートする。	11.a.1 人口予測とリソース需要について取 りまとめながら都市及び地域開発計画 を実行している都市に住んでいる人口 の割合(都市の規模別)	市街化調整区域内人口割合 ・市街化調整区域内人口/総人 口 地域サポーターを設置してい る市区町村の割合
11.b 2020年までに、すべての人々を含むことを目指し、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対するレジリエンスを目的とした総合的政策・計画を導入・実施する都市や集落の数を大幅に増やし、「仙台防災枠組 2015-2030」に沿って、あらゆるレベルで総合的な災害リスク管理を策定し実施する。	11. b. 1 仙台防災枠組 2015-2030 に沿った国家 レベルの防災戦略を採択し実行してい る国の数 11. b. 2 仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った地 方レベルの防災戦略を採択し実行して いる地方政府の割合	防災会議の設置有無
11.c 財政・技術支援などを通じ、現地の資材を用いた持続可能でレジリエントな建物の建築について、後発開発途上国を支援する。	11.c.1 現地の資材を用いた、持続可能で強靭 (レジリエント)で資源が効率的である 建造物の建設及び改築に割り当てられ た後発開発途上国への財政援助の割合	

◆ゴール12 「持続可能な消費・生産形態を確実にする」

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
12.1 先進国主導のもと、開発途上国の開発 状況や能力を考慮しつつ、すべての国々 が行動を起こし、「持続可能な消費と生産 に関する10年計画枠組み(10YFP)」を実 施する。	12.1.1 持続可能な消費と生産(SCP)に関する 国家行動計画を持っている、又は国家政 策に優先事項若しくはターゲットとし て SCP が組み込まれている国の数	(調査中)
12.2 2030年までに、天然資源の持続可能な 管理と効率的な利用を実現する。	12.2.1 マテリアルフットプリント(MF)及び 一人当たり、GDP 当たりの MF	1人1日当たりのごみ排出量(家 庭部門)
	12.2.2 国内総物質消費量(DMC)及び一人当た り、GDP 当たりの DMC	(調査中)
12.3 2030年までに、小売・消費者レベルにおける世界全体の一人あたり食品廃棄を半分にし、収穫後の損失を含めて生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす。	12.3.1 グローバル食品ロス指数(GFLI)	(調査中)
12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠 組みに従い、製品ライフサイクル全体を 通して化学物質や廃棄物の環境に配慮し た管理を実現し、人の健康や環境への悪	12.4.1 有害廃棄物や他の化学物質に関する 国際多国間環境協定で求められる情報 の提供(報告)の義務を果たしている締 約国の数	(調査中)
影響を最小限に抑えるため、大気、水、 土壌への化学物質や廃棄物の放出を大幅 に減らす。	12.4.2 有害廃棄物の一人当たり発生量、処理された有害廃棄物の割合(処理手法ごと)	有害廃棄物割合 ・その他の廃棄物/廃棄物の総 搬入量
12.5 2030 年までに、廃棄物の発生を、予防、 削減(リデュース)、再生利用(リサイク ル)や再利用(リユース)により大幅に 減らす。	12.5.1 各国の再生利用率、リサイクルされた 物質のトン数	ごみのリサイクル率
12.6 企業、特に大企業や多国籍企業に対し、 持続可能な取り組みを導入し、持続可能 性に関する情報を定期報告に盛り込むよ う促す。	12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行す る企業の数	(調査中)
12.7 国内の政策や優先事項に従って、持続可能な公共調達の取り組みを促進する。	12.7.1 持続可能な公的調達政策及び行動計 画を実施している国の数	(調査中)
12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所で、持続可能な開発や自然と調和したライフスタイルのために、適切な情報が得られ意識がもてるようにする。	12.8.1 気候変動教育を含む、(i)地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、すべての教育段階において主流化されているレベル	(調査中)
12.a より持続可能な消費・生産形態に移行 するため、開発途上国の科学的・技術的 能力の強化を支援する。	12.a.1 持続可能な消費、生産形態及び環境に 配慮した技術のための研究開発に係る 開発途上国への支援総計	(調査中)
12.b 雇用創出や地域の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して、持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	12.b.1 承認された評価監視ツールのある持続可能な観光戦略や政策、実施された行動計画の数	(調査中)

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
12.c 税制を改正し、有害な補助金がある場合は環境への影響を考慮して段階的に廃止するなど、各国の状況に応じて市場のひずみをなくすことで、無駄な消費につながる化石燃料への非効率な補助金を合理化する。その際には、開発途上国の特別なニーズや状況を十分に考慮し、貧困層や影響を受けるコミュニティを保護する形で、開発における悪影響を最小限に留める。	12.c.1 GDP (生産及び消費) の単位あたり及び 化石燃料の国家支出総額に占める化石 燃料補助金	(調査中)

◆ゴール13 「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を実施する」

▼コール13 「気候変動とての影響に」	<u> Σち向かうため、緊急対策を実施する」</u>	
ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
13.1 すべての国々で、気候関連の災害や自然災害に対するレジリエンスと適応力	13.1.1 10万人当たりの災害による死者数、行 方不明者数、直接的負傷者数	(調査票)
を強化する。	13.1.2 仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数 13.1.3. 仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方以外の制合	防災会議の設置有無
13.2	13. 2. 1	地球温暖化対策推進法に基づ
気候変動対策を、国の政策や戦略、計画に統合する。	気候変動の悪影響に適応し、食料生産 を脅かさない方法で、気候強靭性や温室	<地方公共団体実行計画(区域
	効果ガスの低排出型の発展を促進するための終れた機関を	施策編)の策定有無
	めの能力を増加させる統合的な政策/戦 略/計画(国の適応計画、国が決定する	温暖化対策地方実行計画にお
	貢献、国別報告書、隔年更新報告書その 他を含む)の確立又は運用を報告してい	ける気候変動適応計画の策定
	る国の数	有無
13.3 気候変動の緩和策と適応策、影響の軽 減、早期警戒に関する教育、啓発、人的 能力、組織の対応能力を改善する。	13.3.1 緩和、適応、影響軽減および早期警戒 を、初等、中等及び高等教育のカリキュ ラムに組み込んでいる国の数	公民館における環境保全活動 の実施数 ・環境保全活動の実施数/公民 館数
	13.3.2 適応、緩和及び技術移転を実施するた	地球温暖化対策推進法に基づ
	適心、緩和及び投術を転を実施するに めの制度上、システム上、及び個々人に	く地方公共団体実行計画(区域
	おける能力構築の強化や開発行動を報告	施策編)の策定有無
	している国の数	温暖化対策地方実行計画にお
		ける気候変動適応計画の策定
		有無
13.a 重要な緩和行動と、その実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で調達するという目標への、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)を締約した先進国によるコミットメントを実施し、可能な限り早く資本を投入して「緑の気候基金」の本格的な運用を開始する。	13.a.1 2020-2025年の間に1,000億USドルコミットメントを実現するために必要となる1年当たりに投資される総USドル	(調査中)
13.b 女性や若者、地域コミュニティや社会の主流から取り残されたコミュニティに焦点を当てることを含め、後発開発途上国や小島嶼開発途上国で、気候変動関連の効果的な計画策定・管理の能力を向上させるしくみを推進する。	13.b.1 女性や青年、地方及び社会的に阻害されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上させるメカニズムのために、専門的なサポートを受けている後発開発途上国や小島嶼開発途上国の数及び財政、技術、能力構築を含む支援総額	(調査中)

◆ゴール14 「持続可能な開発のために、海洋や海洋資源を保全し持続可能な形で利用する」

▼コール14 「特赦可能な開光のだめに、	海井や海洋貝線を休主し付続可能な グローバル	נש פ מתניף > לוו
ターゲット	インディケーター	ローカライズ指標
14.1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含め、特に陸上活動からの汚染による、あらゆる種類の海洋汚染を防ぎ大幅に減らす。	14.1.1 沿岸富栄養化指数 (ICEP) 及び浮遊 プラスチックごみの密度	(調査中)
14.2 2020 年までに、重大な悪影響を回避する ため、レジリエンスを高めることなどによって海洋・沿岸の生態系を持続的な形で管 理・保護する。また、健全で豊かな海洋を 実現するため、生態系の回復に向けた取り 組みを行う。	14.2.1 生態系ベースにアプローチを用いた管理が行われている国内の排他的経済水域の割合	(調査中)
14.3 あらゆるレベルでの科学的協力を強化するなどして、海洋酸性化の影響を最小限に抑え、その影響に対処する。	14.3.1 承認された代表標本抽出地点で測 定された海洋酸性度 (pH) の平均値	(調査中)
14.4 2020年までに、漁獲を効果的に規制し、 過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁 業、破壊的な漁業活動を終わらせ、科学的 根拠にもとづいた管理計画を実施する。こ れにより、水産資源を、実現可能な最短期 間で、少なくとも各資源の生物学的特性に よって定められる最大持続生産量のレベル まで回復させる。	14.4.1 生物学的に持続可能なレベルの水 産資源の割合	漁獲量及び養殖収獲量の前年 比増減率 ・(漁獲量+養殖収獲量)/(前 年度漁獲量+前年度養殖収獲 量)*100-100
14.5 2020 年までに、国内法や国際法に従い、 最大限入手可能な科学情報にもとづいて、 沿岸域および海域の少なくとも 10%を保 全する。	14.5.1 海域に関する保護領域の範囲	(調査中)
14.6 2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる特定の漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を完全になくし、同様の新たな補助金を導入しない。その際、開発途上国や後発開発途上国に対する適切で効果的な「特別かつ異なる待遇(S&D)」が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可決な要素であるべきだと認識する。	14.6.1 IUU 漁業 (Illegal (違法)・ Unreported (無報告)・Unregulated (無 規制)) と対峙することを目的として いる国際的な手段を実施する中にお ける各国の進捗状況	(調査中)
14.7 2030 年までに、漁業や水産養殖、観光業の持続可能な管理などを通じて、海洋資源の持続的な利用による小島嶼開発途上国や後発開発途上国の経済的便益を増やす。	14.7.1 小島嶼開発途上国、後発開発途上国 及び全ての国々の GDP に占める持続可 能な漁業の割合	(調査中)
14.a 海洋の健全性を改善し、海の生物多様性が、開発途上国、特に小島嶼開発途上国や後発開発途上国の開発にもたらす貢献を高めるために、「海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドライン」を考慮しつつ、科学的知識を高め、研究能力を向上させ、海洋技術を移転する。	14.a.1 総研究予算額に占める、海洋技術分野に割り当てられた研究予算の割合	(調査中)
14.b 小規模で伝統的漁法の漁業者が、海洋資源を利用し市場に参入できるようにする。	14.b.1 小規模・零細漁業のためのアクセス 権を認識し保護する法的/規制/政 策/機関の枠組みの適応についての	(調査中)

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
	各国の進捗	
14.c 「我々の求める未来」の第 158 パラグラフで想起されるように、海洋や海洋資源の保全と持続可能な利用のための法的枠組みを規定する「海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)」に反映されている国際法を施行することにより、海洋や海洋資源の保全と持続可能な利用を強化する。	14.c.1 海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために「海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)」に反映されているとおり、国際法を実施する海洋関係の手段を、法、政策、機関的枠組みを通して、批准、導入、実施を推進している国の数	(調査中)

◆ゴール15 「陸の生態系を保護・回復するとともに持続可能な利用を促進し、持続可能な森林管理を 行い、砂漠化を食い止め、土地劣化を阻止・回復し、生物多様性の損失を止める」

ターゲット	り、工地労化を阻止・回復し、土物タ グローバル	ローカライズ指標
15.1	インディケーター 15.1.1	森林面積割合
2020 年までに、国際的合意にもとづく	土地全体に対する森林の割合	・森林面積/総面積
義務により、陸域・内陸淡水生態系とそのサービス、特に森林、湿地、山地、乾燥地の保全と回復、持続可能な利用を確実なものにする。	15.1.2 陸生及び淡水性の生物多様性に重要な 場所のうち保護区で網羅されている割合 (保護地域、生態系のタイプ別)	(調査中)
15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の 持続可能な経営の実施を促進し、森林減 少を止め、劣化した森林を回復させ、世 界全体で新規植林と再植林を大幅に増 やす。	15.2.1 持続可能な森林管理における進捗	林業試験指導機関人員率 ·林業試験指導機関人員/総人 口
15.3 2030年までに、砂漠化を食い止め、砂 漠化や干ばつ、洪水の影響を受けた土地 を含む劣化した土地と土壌を回復させ、 土地劣化を引き起こさない世界の実現 に尽力する。	15.3.1 土地全体のうち劣化した土地の割合	(調査中)
15.4 2030 年までに、持続可能な開発に不可 欠な恩恵をもたらす能力を高めるため、	15.4.1 山地生物多様性のための重要な場所に 占める保全された地域の範囲	鳥獣保護区割合 ・鳥獣保護区面積/総面積
生物多様性を含む山地生態系の保全を 確実に行う。	15. 4. 2 山地グリーンカバー指数	(調査中)
15.5 自然生息地の劣化を抑え、生物多様性 の損失を止め、2020年までに絶滅危惧種 を保護して絶滅を防ぐため、緊急かつ有 効な対策を取る。	15. 5. 1 レッドリスト指数	面積当たりの絶滅危惧種数 ・絶滅危惧種数/総面積
15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生じる利益の公正・公平な配分を促進し、遺伝資源を取得する適切な機会を得られるようにする。	15.6.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保する ための立法上、行政上及び政策上の枠組 みを持つ国の数	(調査中)
15.7 保護の対象となっている動植物種の 密漁や違法取引をなくすための緊急対 策を実施し、違法な野生生物製品の需要 と供給の両方に対処する。	15.7.1 密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合	(調査中)
15.8 2020年までに、外来種の侵入を防ぐとともに、これらの外来種が陸や海の生態系に及ぼす影響を大幅に減らすための対策を導入し、優占種を制御または一掃する。	15.8.1 外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除や制御に必要な 資金等を確保している国の割合	(調査中)
15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の 価値を、国や地方の計画策定、開発プロ セス、貧困削減のための戦略や会計に組 み込む。	15.9.1 生物多様性戦略計画 2011-2020 の愛知 目標の目標2に従って設定された国内目 標に対する進捗	生物多様性地域戦略の策定有 無
15.a 生物多様性および生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源から資金を調達し大幅に増やす。	15. a. 1 生物多様性及び生態系の保全と持続的 な利用に係る ODA 並びに公的支出	(調査中)
15.b 持続可能な森林管理に資金を提供するために、あらゆる供給源からあらゆる	15.b.1 生物多様性及び生態系の保全と持続的 な利用に係る ODA 並びに公的支出	(調査中)

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
レベルで相当量の資金を調達し、保全や 再植林を含む森林管理を推進するのに 十分なインセンティブを開発途上国に 与える。		
15.c 地域コミュニティが持続的な生計機会を追求する能力を高めることなどにより、保護種の密猟や違法な取引を食い止める取り組みへの世界規模の支援を強化する。	15.c.1 密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合	(調査中)

◆ゴール16 「持続可能な開発のための平和でだれをも受け入れる社会を促進し、すべての人々が司法を利用できるようにし、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任があり誰も排除しないしくみを構築する」

しくめを情染する」		<u>T</u>
ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
16.1 すべての場所で、あらゆる形態の暴力 と暴力関連の死亡率を大幅に減らす。	16.1.1 10 万人当たりの意図的な殺人行為に よる犠牲者の数(性別、年齢別)	人口1人当たりの殺人認知件数 ・殺人の認知件数/総人口
	16.1.2 10 万人当たりの紛争関連の死者の数 (性別、年齢、原因別)	(調査中)
	16.1.3 過去 12 か月における身体的、精神的又は性的暴力を受けた人口の割合	人口1人当たりのわいせつ罪認 知件数
		・わいせつ罪認知件数/総人口 学校での暴力行為発生件数 (1,000人当たり)
	16.1.4 自身の居住区地域を一人で歩いても安 全と感じる人口の割合	人口1人当たりの刑法犯認知件数 件数・刑法犯認知件数/総人口
		人口1人当たりの街頭犯罪認知件数(粗暴犯・強制わいせつ合計値) ・該当犯罪認知件数/総人口
16.2 子どもに対する虐待、搾取、人身売買、 あらゆる形態の暴力、そして子どもの拷 問をなくす。	16.2.1 過去1か月における保護者等からの身体的な暴力及び/又は心理的な攻撃を受けた1~17歳の子どもの割合	子育て支援に関する情報提供 を実施している割合
	16.2.2 10 万人当たりの人身取引の犠牲者の	人口1人当たりの略奪誘拐罪・
	数(性別、年齢、搾取形態別)	人身売買の認知件数・略奪誘拐罪・人身売買の認知件数/総人口
	16.2.3 18 歳までに性的暴力を受けた 18~29 歳の若年女性及び男性の割合	(調査中)
16.3 国および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々が平等に司法を利用できるようにする。	16.3.1 過去12か月間に暴力を受け、所管官庁 又はその他の公的に承認された紛争解決 機構に対して、被害を届け出た者の割合	人口1人当たりの粗暴犯認知 件数 ・粗暴犯認知件数/総人口 刑法犯検挙率 窃盗検挙率
	16.3.2 刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない拘留者の割合	(調査中)
16.4 2030 年までに、違法な資金の流れや武	16.4.1 内外の違法な資金フローの合計額(US	人口1人当たりの賭博認知件 数
器の流通を大幅に減らし、奪われた財産 の回復や返還を強化し、あらゆる形態の	ドル) 16. 4. 2	・賭博認知件数/総人口 人口1人当たりの組織的な犯罪
組織犯罪を根絶する。	国際基準および手段に従って、適格な 権威によって突き止められた、もしくは	の処罰及び犯罪収益の規制に
	確立された違法な起源もしくは文脈によって捕らえられ、発見されもしくは引き 渡された武器	関する法律の認知件数 ・組織的な犯罪の処罰および犯 罪収益の規制に関する法律の 認知件数/総人口
16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に 減らす。	16.5.1 過去 12 か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった人の割合	人口1人当たりの賄賂罪の認 知件数 ・賄賂罪の認知件数/総人口
	16. 5. 2	

	F"	
ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
	過去 12 か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった企業の割合	
16.6 あらゆるレベルにおいて、効果的で説 明責任があり透明性の高いしくみを構 築する。	16.6.1 当初承認された予算に占める第一次政 府支出(部門別、(予算別又は類似の分類 別))	(調査中)
	16.6.2 最近公的サービスを使用し満足した人 の割合	(調査中)
16.7 あらゆるレベルにおいて、対応が迅速	16.7.1 国全体と比較して、公的機関(国及び	都道府県議会議員の女性の割 合
で、だれも排除しない、参加型・代議制 の意思決定を保障する。	地方議会、行政事務、司法)におけるポジション(性別、年齢、障害者、人口グループ別)の割合	・女性の都道府県議会議員数/ 都道府県議会議員数
	16.7.2 意思決定が包括的かつ反映されるもの であるとかんがえる人の割合(性別、年 齢、障害者、人口グループ別)	(調査中)
16.8 グローバル・ガバナンスのしくみへの 開発途上国の参加を拡大・強化する。	16.8.1 国際機関における開発途上国のメンバ 一数及び投票権の割合	(調査中)
16.9 2030年までに、出生登録を含む法的な 身分証明をすべての人々に提供する。	16.9.1 行政機関に出生登録された5歳以下の 子どもの数(年齢別)	5歳未満人口割合 ・5歳未満人口/総人口
16.10 国内法規や国際協定に従い、だれもが情報を利用できるようにし、基本的自由を保護する。	16.10.1 過去12か月間に殺人、誘拐、強制された失踪、任意による勾留、ジャーナリスト、メディア関係者、労働組合及び人権活動家の拷問について立証された事例の数	(調査中)
	16.10.2 情報への公共アクセスを保障した憲 法、法令、政策の実施を採択している国 の数	(調査中)
16.a 暴力を防ぎ、テロリズムや犯罪に立ち 向かうために、特に開発途上国で、あら ゆるレベルでの能力向上のため、国際協 力などを通じて関連する国家機関を強 化する。	16.a.1 パリ原則に準拠した独立した国立人権 機関の存在の有無	(調査中)
16.b 持続可能な開発のための差別的でない法律や政策を推進し施行する。	16.b.1 過去 12 か月間に個人的に国際人権法 の下に禁止されている差別又は嫌がらせ を感じたと報告した人口の割合	(調査中)

◆ゴール17 「実施手段を強化し、「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を活性化する」

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
17.1	17.1.1 GDP に占める政府歳入合計の割合(収 入源別)	(調査中)
税金・その他の歳入を徴収する国内の 能力を向上させるため、開発途上国への 国際支援などを通じて、国内の資金調達 を強化する。	17.1.2 国内予算における、自国内の税収が資 金源となっている割合	財政力指数 地方税割合 (対歳入決算総額) 自主財源の割合 (対歳出決算総額)
17.2 開発途上国に対する政府開発援助(ODA)を GNI 比 0.7%、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20%にするという目標を達成するとした多くの先進国による公約を含め、先進国は ODAに関する公約を完全に実施する。 ODA 供与国は、少なくとも GNI 比 0.20%の ODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討するよう奨励される。	17.2.1 0ECD/DAC による寄付の GNI に占める 純 ODA 総額及び後発開発途上国を対象に した額	(調査中)
17.3 開発途上国のための追加的な資金を	17.3.1 海外直接投資(FDI)、ODA 及び南南協 力の国内総予算に占める割合	(調査中)
複数の財源から調達する。	17.3.2 GDP 総額に占める送金額(US ドル)	(調査中)
17.4 必要に応じて、負債による資金調達、 債務救済、債務再編などの促進を目的と した協調的な政策を通じ、開発途上国の 長期的な債務の持続可能性の実現を支 援し、債務リスクを軽減するために重債 務貧困国 (HIPC) の対外債務に対処する。	17.4.1 財及びサービスの輸出額に占める債務額	実質公債費比率
17.5 後発開発途上国のための投資促進枠 組みを導入・実施する。	17.5.1 後発開発途上国のための投資促進枠組み を導入及び実施している国の数	(調査中)
17.6 科学技術イノベーション(STI)に関する南北協力や南南協力、地域的・国際的	17.6.1 各国間における科学技術協力協定及び 計画の数(協力形態別)	(調査中)
な三角協力、および科学技術イノベーションへのアクセスを強化する。国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整を改善することや、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件で知識の共有を進める。	17.6.2 100 人当たりの固定インターネットブロードバンド契約数(回線速度別)	世帯当たりのインターネット ブロードバンド契約率
17.7 譲許的・特恵的条件を含め、相互に合意した有利な条件のもとで、開発途上国に対し、環境に配慮した技術の開発、移転、普及、拡散を促進する。	17.7.1 環境に配慮した技術の開発、移転、普 及及び拡散の促進を目的とした開発途上 国のための承認された基金の総額	(調査中)
17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンクや科学技術イノベーション能力構築メカニズムの本格的な運用を開始し、実現技術、特に情報通信技術(ICT)の活用を強化する。	17.8.1 インターネットを使用している個人の 割合	インターネット普及率
17.9 「持続可能な開発目標 (SDGs)」をす べて実施するための国家計画を支援す るために、南北協力、南南協力、三角協	17.9.1 開発途上国にコミットした資金及び技 術援助(南北、南南および三角協力)の ドル額	(調査中)

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
力などを通じて、開発途上国における効果的で対象を絞った能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。		
17.10 ドーハ・ラウンド (ドーハ開発アジェンダ=DDA) の交渉結果などを通じ、世界貿易機関 (WTO) のもと、普遍的でルールにもとづいた、オープンで差別的でない、公平な多角的貿易体制を推進する。	17.10.1 世界中で可住された関税額の平均	(調査中)
17.11 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍にすることを特に視野に入れて、開発途上国の輸出を大幅に増やす。	17.11.1 世界の輸出額シェアに占める開発途上 国と後発開発途上国の割合	(調査中)
17.12 世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が、透明・簡略的で、市場アクセスの円滑化に寄与するものであると保障することなどにより、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスをタイムリーに導入する。	17.12.1 開発途上国、後発開発途上国および小 島嶼開発途上国が直面している関税の平 均	(調査中)
17.13 政策協調や政策の首尾一貫した政策 などを通じて、世界的なマクロ経済の安 定性を高める。	 17. 13. 1 マクロ経済ダッシュボード	(調査中)
17.14 持続可能な開発のための政策の一貫 性を強める。	17.14.1 持続可能な開発の政策の一貫性を強化 するためのメカニズムがある国の数	(調査中)
17.15 貧困解消と持続可能な開発のための 政策を確立・実施するために、各国が政 策を決定する余地と各国のリーダーシ ップを尊重する。	17.15.1 開発協力提供者による国有の結果枠組 み及び計画ツールの利用範囲	(調査中)
17.16 すべての国々、特に開発途上国において「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成を支援するために、知識、専門的知見、技術、資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完される、「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を強化する。	17.16.1 持続可能な開発目標の達成を支援するマルチステークホルダー開発有効性モニタリング枠組みにおいて進捗を報告する国の数	(調査中)
17.17 さまざまなパートナーシップの経験 や資源戦略にもとづき、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励し、推進する。	17.17.1 官民、市民社会のパートナーシップに コミットした US ドルの総額	地域サポーターを設置してい る市区町村の割合
17.18 2020年までに、所得、ジェンダー、年齢、人種、民族、在留資格、障害、地理的位置、各国事情に関連するその他の特性によって細分類された、質が高くタイ	17.18.1 公的統計の基本原則に従い、ターゲットに関する場合に、各国レベルで完全に詳細集計されて作成された SDGs 指標の割合	(調査中)
ムリーで信頼性のあるデータを大幅に 入手しやすくするために、後発開発途上 国や小島嶼開発途上国を含む開発途上	17.18.2 公的統計の基本原則に準じた国家統計法のある国の数	(調査中)
国に対する能力構築の支援を強化する。	17. 18. 3	(調査中)

ターゲット	グローバル インディケーター	ローカライズ指標
	十分な資金提供とともに実施されてい る国家統計計画を持つ国の数(資金源別)	
17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗	17.19.1 開発途上国における統計能力の強化の ために利用可能となった資源のドル額	(調査中)
状況を測る、GDP を補完する尺度の開発に向けた既存の取り組みをさらに強化し、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。	17.19.2a) 少なくとも過去 10 年に人口・住宅センサスを実施した国の割合b) 出生届が 100%登録され、死亡届が80%登録された国の割合	(調査中)

※ターゲットは、「SDGsとターゲット新訳」制作委員会のSDGsとターゲット新訳から引用

※グローバルインディケーター及びローカライズ指標は、自治体SDGs推進評価・調査検討会の地方創生SDGsローカル指標リスト(2019年8月版(第1版))から引用

大田区におけるSDGs推進のための基本方針 令和4年3月発行

企画経営部 企画課 政策·企画担当

Tel 5744-1444 内線 2134